

## 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

意見名：「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」についての意見  
 意見募集期間：平成17年9月7日（水）～平成17年10月6日（木）  
 意見等の提出件数：3件（2人）

項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
第3章（2） ② 計画的な 収集運搬体 制の整備  （P. 9）	県・保健所設置市は、計画的な収集運搬体制の整備を図ることとしているが、搬入計画の策定に当たっては、特に多量保管事業者と事前に協議・調整を行い、保管事業者の事情にも配慮した計画とすべきである。	1	〈今後の検討課題〉 具体的な搬入スケジュールの作成にあたっては、保管事業者の意思、事情に十分配慮し、事前に協議・調整を行います。また処理を行う日本環境安全事業株式会社とも事前に協議・調整を行います。
第3章（2） ②ア 大阪P C B 廃棄物 処理事業へ の搬入方針 ② ④  （P. 9）	②、④について、民間事業者が柔軟に対応できるような表現（「原則として…」と追記するなど）として欲しい。	1	〈ご意見を反映〉 上記にもあるように、実際の搬入に当たっては、保管事業者の方の意思、事情を十分考慮した上で搬入スケジュールを作成します。表現については、誤解が生じないよう、②は「均等割合を目途に…」とし、④は処理施設の受入体制が明らかになってきたことも考慮し、「多量保管事業者からの搬入と調整しつつ、中小企業や個人など保管の負担が大きい少量保管事業者からの搬入を確実に進めるものとする。」と修文します。
表-1、表- 4  （P. 4） （P. 6）	PCB汚染物のうち「がれき類」など、その他汚染物の記述も必要ではないか。	1	〈ご意見を反映〉 表-1、表-4に、その他汚染物の数量を示します。